

刻歎簡牘初探——漢簡形態論のために——

糲　山　明

はじめに

「木から紙へ」とは、中国における書写材料の変遷を説く際に、

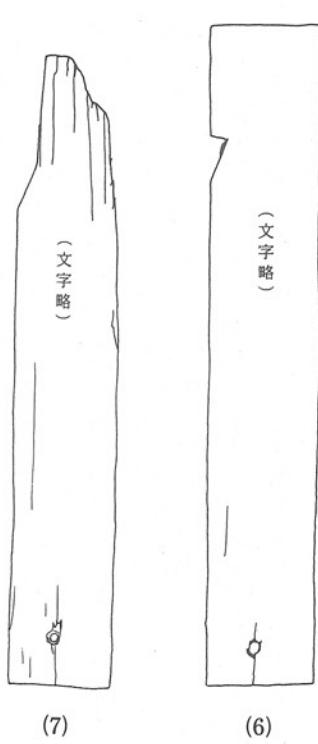
好んで用いられる表現である。周知の通り中国において、紙の普及に先立つ時代、最も一般的な書写材料は木や竹の簡札、すなわち簡牘であった。後代であれば紙に書かれた事ががらも、一部に帛が用いられるほかは、もっぱら簡牘に記された。その限りでは、「木から紙へ」の表現に、異議をさしはさむ余地はない。

しかしながら、書写材料としての簡牘と紙は、単純な先後関係にあるわけではない。確かに簡牘は紙に先行するけれども、同時にまた紙と異質な、独自の世界をもつた書写材料であった。紙が簡牘から受け継いだのは、その機能の一部にすぎないのである。「木から紙へ」という表現からは、こうした不連続面が見えにくい。

では、紙と異なる簡牘の独自性とは、一体どこに見出せるのか。そ

れは何よりもまず、多様な形態にあると言つてよい。こころみに漢敦煌漢簡について、くわしく調査する機会を得た。この小論は、したがつて、その報告書をも兼ねている。⁽¹⁾

本文に引用した簡牘の釈文中、回は封泥孔、□は簡の断折、□は字跡不鮮明もしくは釈読困難な一文字、……は字跡不鮮明かつ文字数不明であることを、それぞれ示す符号である。添付の描図はすべ

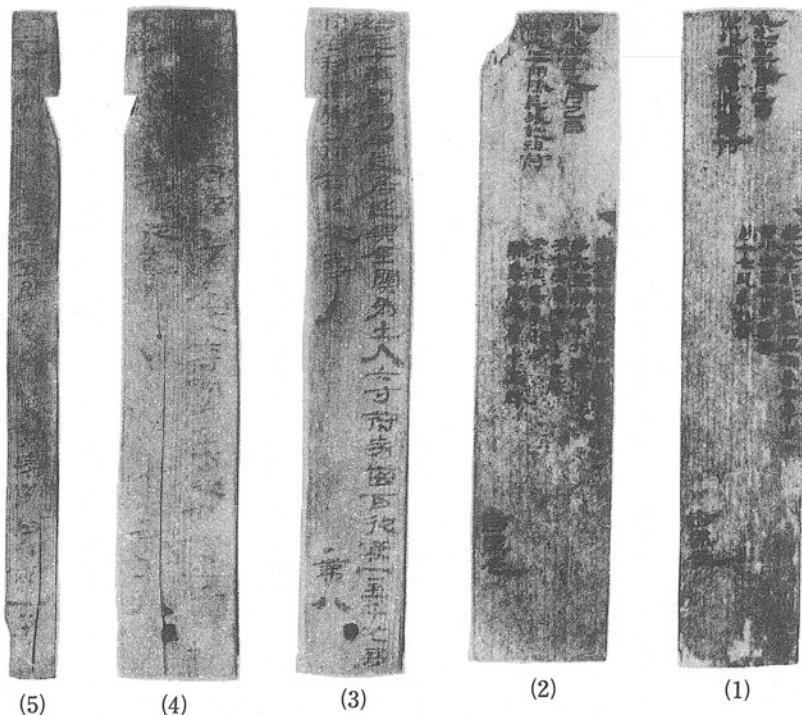


(EJT26: 16)

右の八例はすべて肩水金闕の通過にあたつて機能した符であり、「出入符」と総称することができる。文面・書式からみると、簡1・2の一枚と簡3以下の六枚とでは顯著な相違があり、両種の符の背後にある發給事情や發給対象の違ひなどが推定されるのであるが、今この問題を追究することは控えたい。一九七三・七四年發掘の肩水金闕出土簡の全貌が公表されたならば、さらに異なる書式の符があらわされることも十分に予想しうるからである。

むしろここで注目したいのは、八枚の出入符に共通する形態上の特徴である。列挙するならばそれは、

- イ 通常の簡牘に比べて長さが短いこと。
- ロ 簡3~8の下端に穿孔があること。



ハ 簡側に刻齒があること。
の三点になろう。

このうちイの特徴が、簡3~8の文面にいう「六寸符」と対応することは、あらためて言うまでもない。簡3~5の実長は一四・七cm、簡6は一五・一cmで、ほぼ漢代の六寸に相当する。また、「六寸」と明記されていない簡1・2の場合も、長さは各々一四・四cmと一四・二cmであり、やはり六寸を意識して作られているとみてよいだろう。「長さ六寸」の理念的な意味についてはともかくも、実用的な面からみれば、それが携行の便を考慮した長さであることに疑いはない。右の八枚の出入符はいずれも、旅行者が身分の証明として携帯した通行証であった。口の特徴つまり下端の穿孔も、後に実例を示すごとく、携帯のための紐を通す穴なのである。

一方、ハの特徴としてあげた刻齒は、文面にいう「券齒」にあたる。周知の通り、二枚を契合して証拠とすることが符の機能であり、刻齒はそのための目印であった。むろん刻齒の位置から判断すれば、符を合わせるとは、対をなす二枚を左右に並べるのではなく、上下に重ねることを意味しよう。

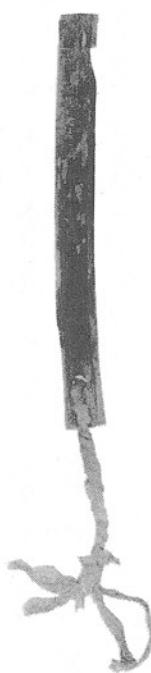
右の三点は、いずれも從来の研究で指摘されている事がらで、ことさら述べ立てるまでもない。しかし、形態と記載内容とをあらためて突き合わせてみると、なお一、二の検討を要する問題があることに気づくだろう。たとえば簡3の文面は、次のようになっている。

始元七年（前八〇）閏月甲辰、居延、金闕と出入六寸符を為る。
券齒は百。第一より千に至る。左は官に居き、右は金闕に移す。
符が合わば以て事に従え。・第八

文面によれば、この符は居延県で作成され、対をなす二枚の一方を居延県にとどめ、他方を肩水金闕に送った割符の一つで、同様のものが千組ある中の第八組目であるという。

ここで第一に問題となるのは、符の左・右の区別が何によるのかということである。たとえば銅虎符のような二枚を並べて契合する割符であれば、左右の別は自ずと明らかであるが、出入符のように重ね合わせる割符の場合、左右の区別には然るべき基準を必要とする。「左・右」とは何から見ての左右なのか、その基準がまず問題となるだろう。

第二に考へるべきは、「券齒は百」という語句の意味である。「券齒」が刻齒を指すことは確かであるが、それが「百」であるとは一体どういうことなのか。前掲の出入符の刻齒はどれも一つだけであるから、この語を単純に「刻みが百箇ある」と解することはできない。「百」の意味は刻みの数とは別なところに求めるべきであろう。
第三に、きわめて初步的な疑問であるが、刻齒は符の作成工程のどこで、どのようにして刻まれるのだろうか。一見するとそれは、対をなす二枚の符を重ねておいて一度に刻んだかのようと思われる。しかし、刻齒のある割符をこの方法で作ることは意外と難しい。な



(9)

右の三つの疑問の中から、まずは第一の問題について検討しよう。この問題を解く上で恰好の手がかりとなる簡牘は、次の一枚である。

9 ■ 平望青堆際警候符左券歎百

これは一九八一年に敦煌県酥油土の烽際址D38から出土した、いわゆる敦煌酥油土漢簡の一枚である。このD38遺址は、

10 回 平望候官馬驅人走行
(81.D38 : 27)

といつた宛名を記した封檢が出土したことから、漢代に平望候官が置かれていた跡だと推定されている。報告によれば簡9は長さ一四・五cm。書写面を正面とした右上に刻歎があり、下端に穿った穴には黄絹製の紐（残長七・五cm）が結びつけられている。やや幅は狭いものの、先の簡3・8の符と基本的に同一の形態であり、事実、文面には「平望候官所属の青堆際の警候符（バトロール用の符）」と明記されている。要するに簡9は、漢の木製符のほぼ完全な遺存例であると言つてよい。

ぜなら、互いによほど真直ぐか、ないしは反りの合つた簡を用いない限り、一枚の間に空隙が生じてしまい、ぴったりと契合しないからである。

右の三つの疑問の中から、まずは第一の問題について検討しよう。

この問題を解く上で恰好の手がかりとなる簡牘は、次の一枚である。

（81.D38 : 39）

右」とは、刻歎を手前に向けて契合した場合の左右を意味するわけである。符を合わせる際には当然、刻歎を合わせることに意を用いるであろうから、「刻歎を手前に向けての左右」という基準は「左・右」⁽⁴⁾のうち簡1・2・5・8は「符左」、簡3・4・6・7は「符右」⁽⁵⁾であると判断できる。また「左は官に居き、右は閔に移す」

との原則が、すべてにわたって貫かれているとすれば、前四枚の「符左」は通関者が所持して来た符であり、後四枚の「符右」は肩水閔に保管されていた符である、との推定が可能となる。ともあれ、第一の疑問はこれで解決されたわけである。

簡9から明らかになる事実は、しかし、これだけではない。報告書によれば、この簡の刻歎の中には「百」という墨書の半分がみとめられるという。そしてそれはこの符が、まず刻みを入れて「百」字を記したのちに材を一枚に割くという手順によって作られたことの、何よりの証左であると報告書は指摘しているのである。⁽⁶⁾つまり、対になる二枚を重ねておいて刻みを入れるのではなく、まず刻みを入れたのちに、ちょうど魚を一枚におろす」とく表裏に分割する

——それが簡9の製作技法だというの、「百」字を手がかりとした報告書の見解なのである。この技法を本稿では以下、「刻歯→表裏分割」技法と呼ぶことにしたい。

残念ながら、公刊されている簡9の写真からは肝腎の「百」字が読み取れず、現在のところ実物を確認する手だてもない。また、単に墨書の半分があるというだけでは、刻歯を施したのちに分割したことの証明として、十分であるとは言いかねる。二枚を重ねて左右にまたがるように文字を記した可能性も、完全には否定しきれないからである。しかしながら、結論から言えば、右の報告書の推定は誤っていないと考える。この点を次に、敦煌漢簡から三つの例を引いて論証してみよう。

まずは一九〇七年にスタインが敦煌烽際址T 4 bで発掘した中から一枚をあげる。

11 服胡際不□符塙戸上

(T. 17. b. 1. 7)

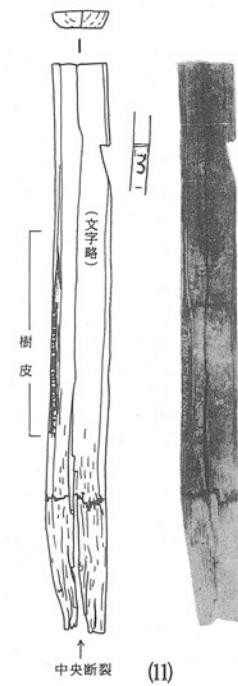
积文はシャヴァンヌによつた。写真からうかがえる通り、文字はきわめて不鮮明であるが、「符」の一字（原文「符」に作るも同字）は確かに読み取れる。長さは一五・五cmつまり六寸強。書写面を正面とした右上に刻歯があり、その中に「弓」字状の文字の痕跡がみとめられる。つまりこの簡は簡9と同類の、刻歯の中に文字をもつ符であること疑いない。

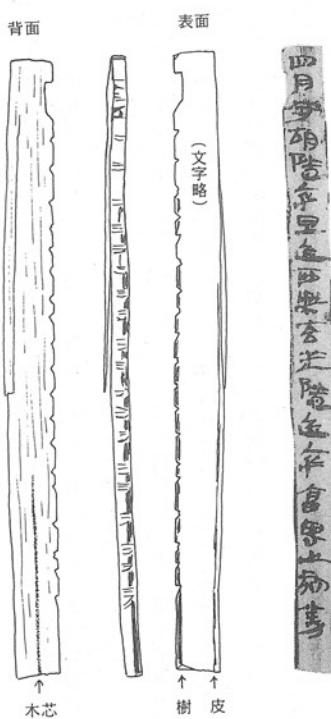
注目すべきは、この簡が、小口の描図からうかがえるように、直

径一・七cmほどの枝を木芯部で縦に半截して作られていることである。この方法によれば、一本の材から二枚の簡を作ることができる。そしてその二枚の簡は、当然ながら、断割面を合わせれば寸分たがわず契合するだろう。こうした技法が用いられている以上、対をなす一枚の符を「刻歯→表裏分割」技法によつて作成する発想も、きわめて自然に生まれるのであるまいか。

さらに観察によれば、簡11の書写面は墨の、じみを防ぐため平滑に加工されているが（以下、この加工を「書写面調整」と呼ぶ）、他方、文字のない背面は全く加工されておらず、断ち割つたままの面が残されている。このこともおそらくは、「刻歯→表裏分割」技法を示唆するものと言えるだろう。なぜなら、もし二枚の簡を合わせておいて刻歯を施したのであれば、契合面となる背面は、より平滑に加工されていて然るべきだからである。

二枚目の例をあげよう。スタインが一九一四年にT 23烽際址で発掘した中の一枚である。





(12)

12四月威胡際卒旦迹西與玄武際迹卒會界上刻券 (T. xxiii. 1. 18)
 文面は「四月に威胡際の卒が朝の巡察で西へ向かい、玄武際の巡察兵と境界上で出会う際の刻券」の謂。長さは一四・七cm、つまり六寸。正面左側に大きな刻齒が一つと小さな刻齒が一九箇刻まれている。これが照合のための刻齒であることは疑いなく、まさしく『説文解字』にいうところの「刀を以て其の旁を判ち繫」⁽⁷⁾んだ。「券別之書」に相当する。⁽⁸⁾つまり、この簡は符と同様の機能をもつた割符であり、対をなす半券には「四月玄武際卒旦迹東與威胡際迹卒會界上刻券」と記されていたに違いない。「券」とは、かの王褒の「僮約」にみえるような長文の証文を指す場合がある一方で、このような携帯用の割符をも包摂しうる概念だったようである。

興味深いのは、この刻券の場合もやはり、枝を木芯部で縦に割い



(13)

B十一月戊戌朔青堆際卒旦微迹東與博望際卒會界上刻券／顯明
 刻齒こそないものの、これが簡12と同類の刻券であることは、一見して明らかであろう。しかも表裏の記載は、「博望際の卒が朝の巡察で西へ向かい、青堆際の卒が朝の巡察で東へ向かい、博望際の卒と境界上に会する」とあるA面と、「青堆際の卒が朝の巡察で東へ向かい、博望際の卒と境界上に会する」とあるB面とで、正しく対をなしている。言いかえれば、対をなす二枚の刻券の文面が、A・B両面に各々記されているわけであ

て作られている」として、書写面が平滑に調整されているのに対し、背面が断割面のままに残されていることも、先の簡11と同じである。つまり、この刻券もまた、「刻齒→表裏分割」技法によつて作成されているとみてよいだろう。

この点に関してさらに注目される木簡が、敦煌酥油土漢簡の中に見出せる。両面に記載をもつ次のとおり一枚がそれである。

13 A十一月戊戌朔博望際卒旦微迹西與青堆際卒會界上刻券／キ

B十一月戊戌朔青堆際卒旦微迹東與博望際卒會界上刻券／顯明
 (81.D38 : 38A)

(81.D38 : 38B)

る。ということはつまり、この一枚の簡は、刻齒を施して表裏に分割される前段階の刻券なのではあるまい。もしそう考へてよいなら、簡13は互いに対となる二枚の刻券が一枚の材から表裏分割によつて作られたことの有力な証拠と言えるだろう。⁽⁹⁾

以上、簡11～13の事例はいずれも、符や刻券といった類の刻齒簡牘が、酥油土漢簡の発掘報告に述べられている通り、「刻齒→表裏分割」技法によつて作成されたことを裏付ける。より詳しく言うならば、厚目の簡材の表裏を調整して書写面を作り、各々に文面を記載したのち側面に刻齒を施し、場合によつては刻齒の中に文字を記したうえで、表裏に分割する——といった工程を推定することができるだろう。刻齒が符の作成工程のどこで、どのようにして刻まれるのかという先の第三の疑問は、かくして解決されたわけである。⁽¹⁰⁾

それでは、残る第二の疑問はどうだろう。簡9の発見は、この疑問にもまた動かぬ解答を与えてくれたかにみえる。先述の通り、簡9の刻齒内には「百」字の半分がみとめられた。とするならば、符の文面にいう「券歎百」とは、刻齒の中に「百」字が墨書されていることを指しているに相違ない。そう解することは、確かに無理のない説明であるかに思われる。

しかし、ことはそれほど簡単ではない。なぜなら、簡9と同じく「券歎百」文言をもつ符でありながら、簡3～7の刻齒の中には文

字の痕跡がまつたくみとめられないからである。⁽¹¹⁾「券歎百」とは、刻齒内に「百」の文字がある、の謂ではないだろう。むろん、簡9の刻齒内の「百」字が文面にいう「券歎百」と全く無関係だと断言することもできないが、仮に両者が関係するとしても、なぜ他の数字ではなくて「百」なのか、その理由はやはり問わねばならないだろう。そして、その問い合わせるために、もう一群の刻齒簡牘を検討することが必要なのである。

二 出入銭穀衣物簡

本章では、金錢や穀物、衣服や器物などの出納を記した一群の刻齒簡牘をとりあげて検討したい。これまで符や契券ほどには注意を払われて来なかつたけれども、この類の刻齒簡牘（以下、仮に「出入銭穀衣物簡」と総称する）は漢簡の中に少なからず存在する。まずは居延漢簡からいくつかの代表的な例をあげてみよう。

14 戊卒饒得安國里母封建因病死<sub>官婢一領
綵一兩</sub> 初元五年十一月庚午朔庚辰令史□□□□廿四□□移

(A81/287.24)

15 出物故_{戊卒魏郡內黃東郭里詹奴} 三石具弩一完橐矢銅鐵五十完 帷一蘭莞各一負索一完 · 凡小大五十五物 五鳳一年五月壬子朔丙子

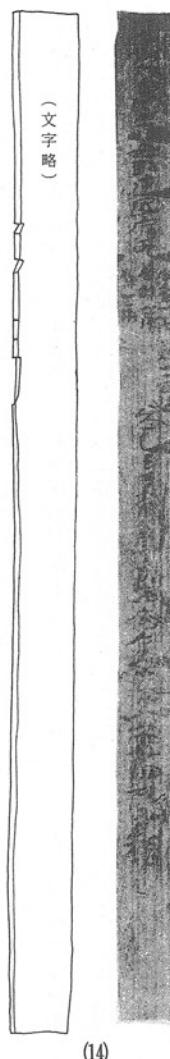
(A1/418.2)



侧面図 (15)



(16)

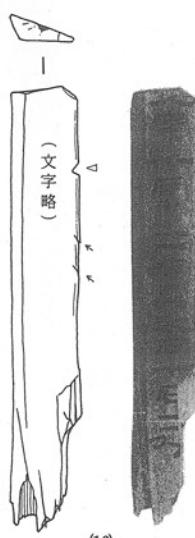


(17)

簡14は病死した母封建なる戍卒の所持品を初元五年（前四四）十一月庚辰の日に収容したことを示す簡。中段に小さな字で記された、官襲一領（官より支給された上衣一着）、官綺一両（同じくズボン一本）、綾一両（私物の靴下一足）、および錢二百四十の各品目が、収容された所持品にあたる。戍卒一人が所持していた衣類としては、いささ

か中途半端なようと思われるが、その理由はいずれ後段で明らかになるだろう。

一方、簡15は物故した僕奴なる戍卒の所持していた五五件の武器類を五鳳二年（前五六）五月丙子の日に移送したことを示す簡牘で、三石の具弩（ひとそろいの弩）一張、稟矢銅鎌（青銅製矢尻の付いた弩



(14)

弓用の矢) 五十本、幡(簾のかばー?) 一、蘭・莞(やなぐいとその蓋) 各一、負索(背負い紐) 一本というのが、その内わけとなつてゐる。簡14では正面左側に、また簡15では右側に、それぞれ数箇所の刻歎があることに注意したい。

16 入糜小石十二石爲大石七石二斗四

(148.41)

出糜曲三石二斗
征和三年八月戊戌朔己未第二亭長舒付屬國

百長千長

(148.1+148.42)

右の一枚は A10 (Wayen-tore) 出土の木簡で、麿(クロキビ)の納入・支給に関する記録。簡16下端の欠損部には、簡17と同じく年月日や出納責任者の名などが記されていたに違いない。簡17の文面は、「麿四十三石二斗を出す。征和三年(前九〇)八月戊戌朔己未の

である。簡16・17ともに、正面右側に刻齒が数箇所みえている。なお、この二枚は、かつて森鹿三氏によつて「通沢第二亭食薄」として集成された簡牘群の一部をなす。⁽¹²⁾

18 出錢三千三百五十
候長胡霸一百
胡虜降長胡霸一百
武彊降長胡霸一百
降長胡霸一百
屯安仁五百四百
應一百
五百五十 「伏地」
俱起南陰降長富昌一百
俱起南陰降長王昌一百
俱起南陰降長孟昌一百
俱起南陰降長昌昌一百
俱起南陰降長昌昌一百

(A8/40.20)

19出錢千八百七十三廿六六百四百九十一▼永光一年正月癸亥朔辛
俱起際卒五百九十二畢執胡際卒五百▼

卯甲渠士吏彊付李輝君尉史敵封

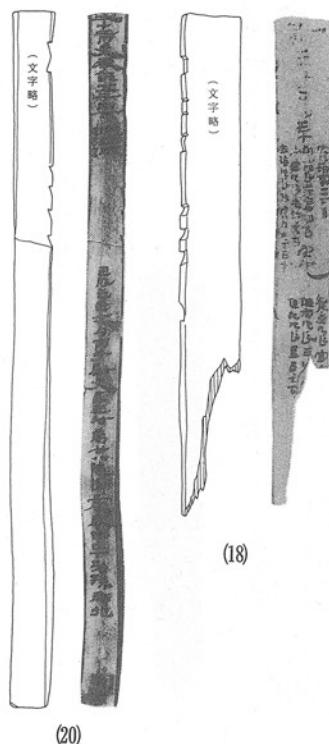
(無号)

以上が刻齒を有する出入錢穀衣物簡の代表例である。このうち簡18・19では正面左側、簡20では正面右側に、形を異にした大 小の刻齒が付けられている。

20出十二月吏奉錢五千四百頭候長一人際長六人五鳳五年正月丙子尉史壽王付
第廿八際長商奉世卒功孫辟非

第廿八隊長商奉世卒功孫辟非

(A8/311.34)



16・17が森鹿三氏によつて「通沢第一亭食薄」に比定されたことは、すでに述べた。また、永田英正氏によれば、簡14は当時の呼称で「戌卒病死衣物名籍」、簡18・20は「吏受奉名籍」と呼ばれた名籍類であると⁽¹³⁾いう。要するに、右の諸簡は從来、錢穀や衣物の出納を記した簿籍類として分類してきたものである。

しかし、これらは果たして簿籍なのであらうか。まず留意すべきは、刻歎が付けられていることの意味である。符や刻券から類推すれば、刻歎が契合のための目印であることは想像がつく。金錢や物品の授受にあたつて、渡し手と受け手との間で作成され、後日確認の必要が生じた場合の証拠とされた割符、それが出入錢穀衣物簡であろう。とするならば、この類の簡は簿籍ではなく、券の一種ではあるまいか。この点を次に、二つの史料から論証してみたい。

第一は、「睡虎地秦簡」金布律の一節。県や都官の管理する財貨を点検した際に、過不足が指摘された場合の罰則を定めた条文である。

「参辨券」とはこの場合、「券を参辨する」こと、つまり吏の立ちは以てこれを收貯せよ。其の贏れるを入れし者も、また官ごとに辨券を与えて、これを入れよ。(下略) (秦律十八種80-81)
「效・計に坐して以て償いを負う」とは、点検時に不備が発見され

た場合、その不足分を錢で弁償すること。対して「贏れるを入れる」とは、超過を指摘された場合に、その超過分を上納することをいふ。また「参辨券」とは、おそらく吏の立ち会いのもとで「辨」たれた——つまり分割された——券の謂である⁽¹⁴⁾。金錢や物品の授受にあたつて納入者と受領者との間で立券がなされていたことを、この秦律の条文は確かに伝えている。とするならば、前掲簡16・20の刻歎簡牘もまた、こうした場面で作成された「参辨券」の一種と解せるのであるまいか。

第二は、居延漢簡にみえる次のような一枚の報告書である。
21 □□壽王敢言之戌卒鉅鹿郡廣阿臨利里潘甲病溫不幸死謹與
□□櫛櫛參繫堅約刻書名縣爵里櫛敦參辨券書其衣器所以收
(A33/7.31)

県・都官の、效・計に坐して以て償いを負う者は、已に論ぜられるれば、嗇夫は即ち其の値錢を以て其の官長および冗吏に分かれし負わしめ、人ごとに参辨券を与えて、以て少内に效し、少内は以てこれを收貯せよ。其の贏れるを入れし者も、また官ごとに辨券を与えて、これを入れよ。(下略) (秦律十八種80-81)
□に名県爵里を刻書したうえで、吏の立ち会いのもとに券を作

成して、死者の衣器のうちで収容するものを書き記しました。

漢令の定めによれば、服役中に死亡した士卒は棺に納めて郷里に送還されることになっていた。⁽¹⁶⁾ 簡21に伝える内容は、この規定が居延の地で確かに実行されていたことを物語る。そして、その際「参辨」された券とは、死者の衣器のうちで収容するものを書き記した券、つまりは簡14・15のごとき簡牘なのではあるまい。

ただしその際、所持品のすべてが官に収容されたわけではないことに、注意しておく必要があろう。次に引く居延漢簡の衣服のリストによれば、死亡した士卒の衣類は大きく二つに分けられた。

22 □復袍一領 破蓋苑一 白布襟襦一領 白布單衣一領 白布巾

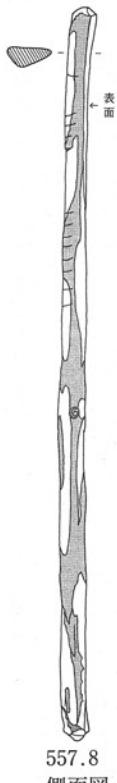
一

阜復綺一兩 白革履一兩 • 右在官 白布單綺一兩 • 右在棺
中

(A8/206.23)

ここに記載された各種衣類のうち、上三段に記された復袍（二重の上衣）ほか五点については「右は官に在り」と、他方、下二段に記された單衣（一重の上衣）など二点については「右は棺中に在り」と、それぞれ注記されている。おそらく、士卒が生前に所持していた衣類の中で、最少限の肌着の類は死者に着せて仮棺に納められたのである。「棺中に在り」と注記された三点は、そうした衣服に違いない。対して、比較的貴重な衣類は官府に収容され、再度の利

用に供されたものと思われる。それがすなわち、「官に在り」と一括された五点なのではあるまい。簡21で立券の対象とされたのは、まさにそうした上等な衣類であろう。そしてそう考えてはじめて、簡14に列挙された母封建の衣類が中途半端だったことも説明がつくのである。



557.8
側面図

と考えたほうが妥当であろうと思われる。⁽¹⁸⁾ 簡16・17がこの前者の類であることは言うまでもない。おそらくは他の出入錢穀衣物簡についても、これと同様の問題があるのではないか。⁽¹⁹⁾ 簿籍と券とを判別したうえで、両者の関係を解明すること——これは今後考察さるべき課題の一つと言えるだろう。

だが、本稿ではその前に、是非とも解決しておくべき問題が残っている。それはすなわち、出入錢穀衣物簡にはなぜ複数の刻歯が付けられているのか、という疑問にほかならない。刻歯が単なる契合のための目印であれば、たとえば出入符のように一つの刻み目で充分に用をなすだろう。ところが、すでに見た通り、簡14～20には複数の、しかも大小・形態を異にした刻歯が付けられているのである。これはもしかしたら刻歯に、契合の目印以外のはたらきがあることを示しているのではあるまいか。

そう考えた時に気づくのは、出入錢穀衣物簡がいざれも錢穀・衣物の具体的な数量を記載していることである。簡側の刻歯は文面の数値と何らかの関係があるのでないか。こころみに前掲の簡の中から簡15・16・17・18・20の五枚を選び、文面の数値と刻歯との関係を調べてみよう。以下「」内が刻歯の形態、算用数字はその個数を表わす。

15 「小大五十五物」 「^八」 5 + 「^一」 5
16 「糜小石十二石」 「^八」 1 + 「^一」 2

17 「糜卅三石二斗」 「^八」 4 + 「^一」 3 + 「^一」 2
18 「錢三千三百五十」 「^三」 3 + 「^七」 3 + 「^一」 1
20 「錢五千四百」 「^三」 1 + 「^七」 4

このように対照してみると、特定の形態の刻歯が次のごとに特定の基本数を表わしていることが、おのずと明らかになるだろう。

「^二」 = 五千もしくは千

「^七」 = 百

「^三」 = 五十

「^一」 = 一

出入錢穀衣物簡の刻歯は、こうした基本数を組み合わせて、文面に記載された数値を表わしていたわけである。簡14についても、刻歯の一部に缺損があるので、同様な関係がみとめられると考えてよいだろう。また、残る簡19に関しても、原簡を調査したならば、やはり数値と刻歯との対応関係が確かめられるに違いない。

そしてこの関係はまた、敦煌漢簡についても成り立つのである。大英図書館所蔵のスタンイン将来簡の中から、刻歯をもつた出入錢穀衣物簡を五枚えらんで次にかかげよう。

23 入正月食穢麥三石 建式廿六年正月甲午安漢縣長孫忠代王育
受音 (T. xxvii. 3)
24 入九月食麥一斛五斗 永平六年十月十六日□卒□史受□□長

□

(T. xxii. d. 19)

25 出糜二斛 元和四年八月五日餓人張季元付平望西部候長憲

(T. xiv. a. i. 1)

26 入七月奉穀麥八斛 建式廿九年七月丁酉高望際長代張蒲受萬

歲候長赦

(T. xxvii. 13)

27 入七月奉麥四斛 永平四年七月乙亥□

(T. xxvii. 5)

右はいづれも穀麥（オオムギ）や糜などの糧食の出納を記した簡で、前掲簡16や17とほぼ同一の書式をもつ。写真ではほとんど看取できないが、实物を観察すると簡便に小さな刻歎がみとめられ、その形態・数と文面に記載された糧食の量との間に次のような関係の成り立つてることが明らかになる。

23 「穀麥三石」 「一」 3

24 「麥一斛五斗」 「一」 1 + 「二」 1

25 「糜二斛」 「一」 2

26 「穀麥八斛」 「二」 1 + 「一」 3

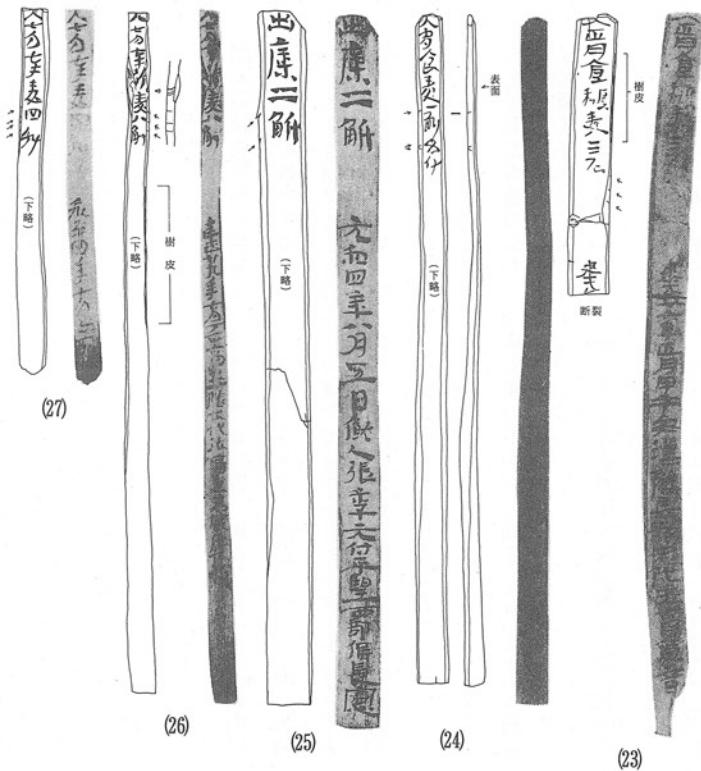
27 「麥四斛」 「一」 4

つまり刻歎の形と基本数との間には、

〔二〕 = 一

〔一〕 = 五

という対応関係が成り立つ。敦煌漢簡の刻歎の場合も居延漢簡と同じく、基本数の組み合わせによって簡に記載された数値を表わして



いることが、これで確認されたわけである。

それにしても、出納・授受の場で作成される券に、なぜ表記の数值と対応した刻歎を施さねばならなかつたのか。その主な理由はやはり改竄防止であろうと思われる。周知の通り、簡牘は紙と異なり文面を削つて書きかえることが容易である。それゆえ、出入錢穀衣

物簡のような金銭や物品の授受にかかる簡牘の場合、数字の書きかえによる不正取得といった問題が常につきまとっていた。簡20を例にとつてみれば、候官の尉史の寿王から奉給五千四百銭を受け取つた商奉世・功孫・辟非のいずれかが（ないしは三者が共謀して）、その奉錢を候に運ぶ途上で文面の数字を少く改竄し差額を着服する、といった事態を想定することができるだろう。もちろんその場合、渡し手の側に保管されている半券を受け手側のものと契合すれば、書きかえのあつたことを発見するのは容易である。しかし、それが何の工夫もない割符であつては、いずれの側に不正があつたのか、明らかにすることは難しい。なぜなら、たとえば受け手の側をおとしいれようとした渡し手の側が、所持する半券の文面を改竄するといつた可能性も、皆無とは言えないからである。

表裏分割に先立つて、数値に対応した刻齒を券に施しておけば、こうした不正を防ぐことができる。ひとたび刻まれた刻齒の数は、増やせこそれ減らすことはできない。したがつて、受け手の側が数字を少く書きかえようとしても、刻齒がある以上それは不可能なのである。同じことは、数字を増やす不正についても言えるだろう。たとえば、渡し手の側が数字を多く書きかえて、さらに不正増額相当分の刻齒を刻んだとしても、より少い数値を示す刻齒が受け手側の半券にみとめられれば、いずれに不正があつたかは自ずと証されるわけである。むろん刻齒の形は基本数によつて異なるから、「五千

四百」とある文面を「五百四十」と改竄する途も塞がれていること、あらためて言うまでもない。

以上の検討によつて、出入錢穀衣物簡の性格や刻齒の機能などについては、ほぼ明らかになつたものと思う。出入錢穀衣物簡は券であり、刻齒は文面に記された数値と対応する。——これが本章の結論である。最後に補足を二点書き留めて結びとしよう。

第一。簡23～27はいずれも枝材を縦半分に割いて作られている。ということは、出入錢穀衣物簡の場合も前章で述べた符や刻券と同様、「刻齒→表裏分割」技法によつて作成されたとみてよいだろう。先にふれた「券を辨つ」という行為は、具体的にはこうした工程を指しているのではあるまい。

第二。前章で保留しておいた「券齒百」文言の問題は、本章での知見をふまえるならば、次のように解釈することができるだろう。すなわち、この文言をもつ符の刻齒はいずれも「フ」形になつてゐるが、それは出入錢穀衣物簡にあつては他ならぬ「百」を表わす形であった。とするならば「券齒百」とは、刻齒の形が「百」であることをいうのではないか。換言すれば、「この符には「百」形の刻齒が付いている」というのが、「券齒百」文言の意味するところだ。たゞ、渡し手の側が数字を多く書きかえて、さらに不正増額相当分の刻齒を刻んだとしても、より少い数値を示す刻齒が受け手側の半券にみとめられれば、いずれに不正があつたかは自ずと証されるわけである。むろん刻齒の形は基本数によつて異なるから、「五百

じめらに念を押した所為と「う」とになるだろう。

(A14/91.1)

III 契約文書簡

本章では刻齒簡牘の第三グループとして契約文書類をとりあげよう。敦煌漢簡や居延漢簡の中に契約文書——そのすべては一回限りの交易に際して作成された売買証書であるが——が含まれていることは、よく知られた事実であり、たとえば中国売買法の沿革をあつかった仁井田陞氏の論考などには、数箇が引用され解説が加えられている⁽²⁰⁾。また、そうした簡牘類に刻齒が付けられていることも、つとに富谷至氏によつて指摘される通りである⁽²¹⁾。本章も資料的には、うした先行研究の域を大きく出るものではないが、前章までの検討結果をふまえたうえで、なお若干の新たな知見を加えることができるように思う。まずは漢簡の契約文書類を、刻齒の明瞭なものに限つて列挙し、ついで形態面から分析を加えてみることにしよう。

28 建昭二年閏月丙戌甲渠令史董子方買鄭卒□威裘一領直七百五十

約至春錢畢已旁人杜君雋

(A8/26.1)

29 七月十日鄭卒張中功買賣卓布章單衣一領直三百五十三堠史張君長所錢約至十二月盡畢已旁人臨桐史解子房知券□□

(A8/262.29)

30 本始元年七月庚寅朔甲寅樓里陳長子賣官綺柘里黃子公賈八十

31 A 神爵二年十月廿六日廣漢縣廿鄭里男子節寬竟賣布袍一陵胡縣長張仲孫所賣錢千三百約在正月□□□至□□□□□

B 正月責付□□十時在旁候史長子仲戌卒杜忠知券約□沽旁一斗

(T. iv. b. i. 191)

32 A 神爵二年十月廿六日陵胡縣長張仲孫買卒寬竟布袍一領賣錢千

33 A □□□言誅虜候長李央等以候□□九□□□從事以錢八千五百約至六月奉出畢如庸取之□□

B □……起居□□□□取馬

(79.D.M.T6:10)

34 A 元壽元年八月廿五日使拘□□縣□□里李子功拘一令賣錢千約餽至廿日錢畢已卽不畢已約□

□□王巨叔千錢王巨叔邑子功往至郭府田舍錢不具罰酒四五斗肉五千

B 責冊故入七十錢軟食虜餐人輩長孫張買駝子食載酒虜二斗

(79.D.M.T9:78)

35 神爵四年十一月□□朔戊子大煎都士吏張威王賀□已□士吏張賀使一□扣□十一石□□□□□五十一□□□□□□□出錢畢加五十錢入馬過子長

(79.D.M.T12:2)

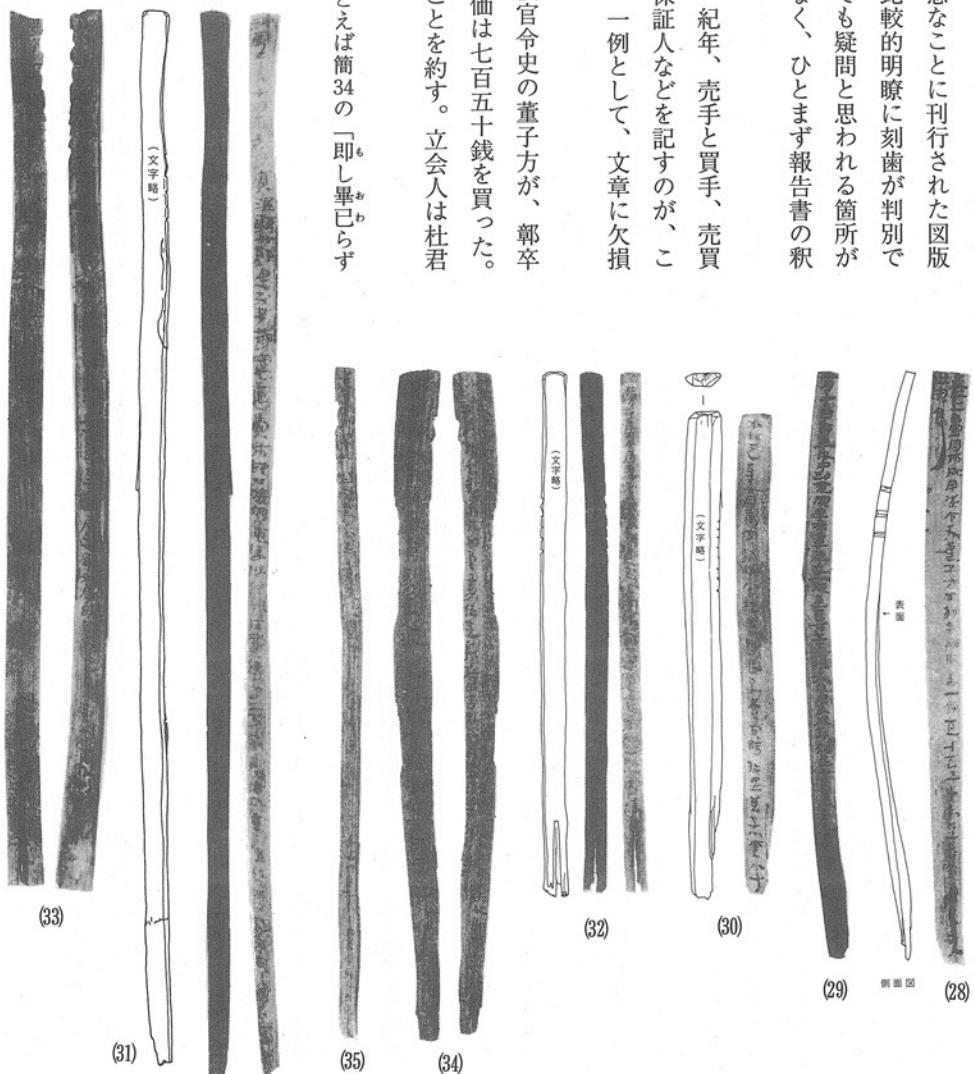
簡33~35の三枚は、一九七九年に敦煌D21遺址で発掘された、い

わゆる敦煌馬圈湾漢簡の一部である。残念なことに刊行された図版は必ずしも鮮明でなく、右にあげた簡は比較的明瞭に刻齒が判別できるものに限られる。また、釈文についても疑問と思われる箇所が若干見うけられるが、確かめる手だではなく、ひとまず報告書の釈読に従つておくことにする。

右の八枚を通覧すれば明らかなように、紀年、売手と買手、売買の目的物、代価とその支払期日、および保証人などを記すのが、こうした契約文書に特徴的な書式であった。一例として、文章に欠損のない簡28を訳してみよう。

建昭二年（前三七）閏月丙戌、甲渠候官令史の董子方が、鄯卒の某威から裘（かわごろも）一着、代価は七百五十錢を買った。春までに代価をすべて支払い終えることを約す。立会人は杜君雋。

他の簡の内容も、若干の違約文言（たとえば簡34の「即⁶し畢^{おわ}らずんば云々」の部分）などが加わるほかは、基本的にこれと変らない。また、たとえば簡31の文面に、候史の長子仲と成卒の杜忠とが「券約を知る」とみえていることからすれば、こうした売買契約文書は当時「券」と呼ばれていたに違いない。



では、そのような契約文書に刻歯があるのはなぜなのか。前章での知見をふまえれば、この問い合わせに答えることは容易だろう。すなわちそれは、数字の改竄を防止するためであろうと思われる。前章と同様、契約文中に記された代価と簡便の刻歯とを比べることで、この推定を確かめてみたい。

28 「直七百五十」 「 \geq 」 3

29 「直三百五十三」 「 \geq 」 3 + 「 \geq 」 5

30 「賈八十 \square 」 「 \geq 」 8

31 「賈錢千 \square 」 「 \geq 」 1 + 「 \geq 」 3

32 「賈錢千三百」 「 \geq 」 1 + 「 \geq 」 3

33 「錢八千五百」 「 \geq 」 2 + 「 \geq 」 5

34 「賈錢千」 「 \geq 」 1

35 (代価不明) 「 \geq 」 1 + 「 \geq 」 3

後述するように、簡31は簡32と対になる券であるから、「千」字の下の断簡部分には「三百」とあつたに相違ない。とすると、代価不明の簡35を除いた七例中、数値と刻歯とに対応関係がみとめられるのは、簡30・31・32・34の四例ということになる。また簡33の場合も、刻歯は「二千五百」相当しか残っていないけれども、欠損した上端部に残り「六千」相当の刻歯（おそらく「五千」一つと「千」一つ）があつた可能性を想定することができるだろう。

これに対して簡28・29の二枚は、数値と刻歯に対応関係がみられ

ない。ただし、簡29の場合、違いはわずかである上に、写真のみによる判別であるから、改めて原物を精査したならば、見落していた刻歯を発見できるかも知れない。⁽²²⁾しかし、残る簡28のみは、刻歯と数値が大きくかけ離れており、例外として扱う以外になさそうである。これまで本稿で明らかにして来たものとは別個の原則が、この契約文書の刻歯にはあるのだろうか。⁽²³⁾

このように若干の留保はあるものの、契約文書簡の刻歯も原則的には文面の数値を表わしていると言つてよいだろう。⁽²⁴⁾売手と買手の双方の券に、代価と対応した刻歯を施すことは、出入錢穀衣物簡と同様、改竄防止の効果があった。そしてさらに興味深いことに、右の契約文書簡の中には、「刻歯→表裏分割」技法によって作られたことを示す好個の実例が含まれている。簡31と32の二枚がすなわちそれである。

簡31は、広漢県甘郷里の男子の節寛竟が、陵胡隊長の張仲孫に布袍一着を千三百錢で売った際の契約文書で、神爵二年（前六〇）十一月二十六日の日付をもつ。後半部分には不鮮明な箇所が多いけれども、おそらくは正月までに代価の支払いを済ませるとの約束文言が記されていたと思われる。一方、簡32は、同じく神爵二年十月二十六日の日付。陵胡隊長の張仲孫が成卒の寛竟から布袍一着を錢千なにがしで買った際の契約文書で、正面下端から背面にかけては約束文言が記されていたはずである。紀年、売手と買手、売買の目的物

などの点からみて、この二枚が対になる契券であることは疑いない。

そして、すでに藤田高夫氏が写真図版をもとに指摘している通り、⁽²⁵⁾この二枚に付けられた刻歯はびたりと符合する。そのことは両簡の描図からも看取されるが、より明瞭な証拠として、富谷至氏の報告に掲載された、刻歯部分を正面から撮った拡大写真を参照されたい。⁽²⁶⁾

刻歯の位置のみならず、二枚の簡の反り具合や、三つの「百」を示す刻歯の下端のカーブまで、みごとに一致していることが見て取れるだろう。

こうした事実は、対をなす二枚の契券が一枚の材から「刻歯→表裏分割」技法によって作り出されたことの、何よりの証左であると言えるだろう。さらにもう一点付け加えるならば、簡31・32とともに背面の木肌が荒れていることに注意したい。これは契券の記載が両面にわたる場合、背面には書写面調整を施さず、断ち割つたままの面に文字を書きつけたことを示している。その理由はおそらく、契券の合わせ面に調整を施すと、断割面の細かな凹凸が消えて、契合した際にずれを生じてしまうからであろう。

以上、契約文書簡の場合も出入錢穀衣物簡と同様、刻歯が数値を表わしていることや、まず刻歯を施したのち二枚におろす「刻歯→表裏分割」技法によって作成されていることなどの点を、本章では明らかにしたと考える。最後にひとつ、契約文書にまつわる説話を引いておくことにしよう。「列子」説符篇にみえる次のような短

い一文である。

宋人に、道に遊びて人の遺契を得る者あり。帰りてこれを藏し、密かにその歯を数え、隣人に告げて曰く、「吾が富、待つべし」と。

「遺契」とは誰かが捨てた契約文書。「その歯」とはそこに刻まれた刻歯をいう。「空名を振りて以て実を求むる者は、また遺契を執りて以て富を求むるが如きなり」（晋・張湛注）との寓意が託された一節であるが、ここで宋人が遺契の刻歯を「数え」ていることに注意したい。これは明らかに、契券の刻歯が数えうるものであつたことを——換言すれば、刻歯が数値を表わしていたことを——意味する。そして同時に、刻歯と数値との対応が、契約の当事者以外にも読み取ることのできる普遍的な法則性をもつていたこともわかるだろう。さてこそ宋人は、拾つた券の歯を数え、富を夢見ることができたのである。本章での検討結果とあわせて玩味さるべき文章であると言つてよい。

おわりに

本稿の結論を一言でいえば、冒頭での主張をもう一度くり返すことですむだろう。すなわち、書写材料としての簡牘は紙と異なる独自の世界をもつていて、簡牘史料を扱う際には文面・書式のみならず

形態面への配慮も不可欠である、と。本論でとりあげた刻齒簡牘は、その端的な実例であった。今後、たとえば封検や檄、記（教）などについても実物を精査したならば、簡牘の「独自の世界」への理解はさらに深まつてゆくに違いない。⁽²⁷⁾ そうした形態研究の捨て石となれば、小論の目的は達せられたと言つてよい。

最後に、本稿から派生する問題を二つ記して結びとしよう。

第一は、木牘と竹簡との関係について。本文で述べた「刻齒→表裏分割」技法は、木牘（木簡）にのみ適する技法であつて、竹簡にはまつたく馴染まない。とするならば、そこから木牘と竹簡の使い分けについて、次のような二つの可能性を想定しうるのではあるまいか。すなわち、竹の分布地域であると否とを問わず、契券のごとき割符には一律に木の刻齒簡牘が用いられた可能性と、竹の產地では技法・形態ともに刻齒簡牘と異なつた竹の割符が用いられた可能性との二つである。第三章の末尾に引いた宋人の話から推せば、竹の產地でも木の刻齒簡牘が用いられていたように思えるが、他方、鄧君啓節の例などを見ると、後者の可能性も一概に否定できない。

いずれにせよ、「北方は木簡、南方は竹簡」といった風土論を越えて、竹・木の使い分けを再検討する必要があるだろう。

第二は、刻齒簡牘の流れについて。周知のように、二世紀初頭の蔡倫による造紙法の改良を契機として、書寫材料としての簡牘の地位は紙にとつて替わられてゆく。「木から紙へ」という発展図式は、

大局的に見れば誤りではない。しかしながら、その際すべてが紙に置き替わったわけではないことも、広く知られた事実であろう。紙で代替しえない部分には、依然として木が使用され続けていた。耐久性が要求される梶（荷札）や封検などはその代表的な例であるが、本稿で扱つた契券もまた紙と併存する簡牘の例にあげてよい。紙で割符を作ることは、不可能とは言えないまでも、さほど実用的ではないだろう。事実、樓蘭や西域南道で紙と併出した魏晉以降の木簡は、多くが割符の類であった。⁽²⁸⁾ ただし、そうした割符はほとんどが木牘を左右に分割することで作られており、刻齒はもはや見られない。しかし一方、刻齒の形で数字を示すという工夫はその後、唐代の収税関係木簡の中に形を変えてあらわれる。⁽²⁹⁾ 「木から紙へ」の流れの中で割符の系譜をどう位置づけるか——この問題を考えることも、今後の中国簡牘学の課題の一つだらう。

注

(1) 著者はかつて、一九九〇年十二月の旧居延漢簡調査にもとづいて、「刻齒簡牘考略」（永田英正編『中国出土文字資料の基礎的研究』平成四年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書、一九九三年、所収）と題するレポートをまとめたことがあるけれども、同稿にはその後の調査の結果、見解・図版を改訂する必要が少なからず生じている。本稿は言わばこの旧稿の増訂版として執筆したものである。

(2) 最新の成果としては、大庭脩「漢代の符と致」（同『漢簡研究』朋舎、一九九二年、所収）がある。大庭氏以前の研究についても、同論文を参照のこと。

(3) たとえば、秦の統一にともなつて「數は六を以て紀と為し、符・法冠は皆な六寸」と定められた、といった記述〔『史記』卷六・秦始皇本紀〕がそれである。

(4) このことは注(2)前掲大庭論文がすでに指摘している。

(5) 『文物』掲載の図版(一九七八年第一期、図版肆3)によれば、簡8は記載面から見て右上に刻齒がある。

(6) 敦煌県文化館「敦煌酥油土漢代烽燧遺址出土の木簡」(甘肃省博物館編『漢簡研究文集』甘肅人民出版社、一九八四年、所収)。

(7) 『說文解字』四篇下・刀部に「券、契也。……券別之書、以刀判契其旁、故曰書契」とある(ただし「契」字は段玉裁の修訂による)。

(8) 張鳳は簡12の刻齒中の墨跡を「十三日」と釈し、軍事上の機密を秘めた文字であろうと推定したが(同『漢晉西陲木簡匯編』上海有正書局、一九三一年)、そう読むことは無理だろう。なお、この簡に多くの刻齒が付けられている理由は、目下のところ不明である。あるいは簡3・8の符にみえる通し番号の「」ときものであろうか。

(9) 平望候官址に比定されるD3遺址から未分割の際卒用の刻券が出土したことは、且述用の刻券が候官で作成されたとの推定を可能にする。斜線の下の末尾一字は、あるいは作成に立ち会つた際卒のサインであろうか。

(10) なお、簡1・2・6・7の背面は、すべて断ち割つたままの状態になつてゐる。簡1~8の「」とき幅広の符の場合も、やはり「刻齒→表裏分割」技法で作られたのである。

(11) 簡6・7については著者実見。簡3~5の刻齒中に文字の痕跡なきことは、注(2)前掲大庭論文に言及がある。

(12) 森鹿三「居延漢簡の集成——とくに第二亭食薄について——」(同『東洋学研究』居延漢簡篇)同朋舎、一九七五年、所収)。

(13) 永田英正「居延漢簡の研究」(同朋舎、一九八九年)。

(14) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社、一九九〇年)の注釈は、「參辨券」とは三つに分かれる木券で、嗇夫と少内と賠償者とが各々一枚ずつ所持したものであると推測しているが、簡21の例から推せば、「參」とは吏の関与にかかわる語ではないかと思われる。『急就篇』に「亭長游徼共雜診」とあり、顏師古の注に「雜猶參也」という。「雜」であれば、「所管を異にする二つ以上の官職が、共同で事に當る場合に用いられる文字」である(大庭脩「漢王朝の支配機構」「秦漢法制史の研究」創文社、一九八二年)。

(15) 裴錫圭「漢簡零拾」(同『古文字論集』中華書局、一九九二年、所収)。

(16) 『漢書』卷一下・高帝紀下、八年十一月条に「令士卒從軍死者爲櫬、歸其縣、縣給衣衾棺葬具」とあり、臣瓊注に「金布令曰、不幸死、死所爲櫬、傳歸所居縣、賜以衣棺」とみえている。

(17) したがつて、冒頭に「出」とある簡は「入」とある簡を、他方「入」とある簡は「出」とある簡を、それぞれ対となる半券としてもつてゐたはずである。また、その一対の券の刻齒の位置が、「出」券と「入」券とでは左右逆になることも見やすい道理であろう。ただし、出・入いずれが右でいずれが左かという点に関しては、必ずしも統一されていなかつたようと思われる。たとえば、簡16は「入」券、簡17は「出」券であるが、刻齒はどちらも記載面から見て右側に付けられている。

(18) A10出土簡の中に、書式が同一でありますながら長さの異つた二種類の簡が含まれている」とは、つとにローウェ氏によつて指摘されている(M. Loewe, *Records of Han Administration*, Cambridge University Press, 1967, vol. II, P. 317ff.)。ローウェ氏は「」の事実を、慎重を期して規格の異なる正副二通の食薄が作成されたためであると解して

いるが、その実、氏のいう幅広で長い一群の簡 (*ibid.*, W2, nos. 94-108) はすべて本稿にいう前者、つまり券である。また、陳公柔・

徐蘋芳「瓦因托尼出土廩食簡的整理與研究」(『文史』第十三輯、一九八二年) でも長大な簡の存在に気づいているが、それらは他の通常の簡と同一の帳簿に含まれていたのであるまい、と指摘するにとどまっている。

(19) たとえば裘錫圭氏は簡 14 を、簡 21 にいう券ではないかと考えている
(注(15)前掲裘論文)。

(20) 仁井田陞「中国売買法の沿革」(同『中国法制史研究 土地法取引法』東京大学出版会、一九六〇年、所収)。

(21) 富谷至「大英図書館所蔵の敦煌漢簡」(磯波護編『中国中世の文物』京都大学人文科学研究所、一九九三年、所収)。

(22) ただし、262.29 の原簡番号をもつ簡は中央研究所蔵簡の中には見出せず、262.19 の簡はまったく別物であった。

(23) たとえば張伝寧氏は、この三つの刻みを画指であるうと推定している(「中国古代契約形式的源和流」『秦漢問題研究』北京大学出版社、一九八五年)。しかし、刻まれている位置からみて、その可能性は薄いようだ。

(24) この点、簡 31 と 32 の刻歎について、注(21)前掲富谷論文が画指と結びついているのは誤解である。
(25) 藤田高夫「秦漢時代の簡牘資料」(『古代文化』第四三卷第九号、一九九一年、所収)。

(26) 注(21)前掲富谷論文。ただし、そこには掲げられた写真は、二簡が表面を内側にして並んでいる。
(27) 記(教)の形態については、注(1)前掲拙稿において初步的な見解を述べた。

(28) 魏晋の割符類については、注(23)前掲張論文のほか、胡平生「木簡

出入取予券書制度考」(『文史』第三六輯、一九九二年)などを参照の上)。

(29) スタインによつて西域南道のマザール・トクラク (Mazâr-Toghrak) やバラウステ (Balawaste) で発掘された八世紀後半の木簡の場合、シャヴァンヌがつとに指摘した通り、取税の斗量と対応した大小の溝が簡面に刻まれてゐる (Ed. Chavannes, *Les documents chinois découverts par Aurel Stein dans les sables du Turkestan Oriental*, Oxford University Press, 1913, pp. 217-219)。

〔付記〕

本稿は左記の文部省科学研究費国際学術研究の成果の一部である。
平成二年度「一九三〇-三一年出土居延漢簡の研究」(研究代表者・大庭脩)。

平成六年度「欧洲所蔵中央アジア出現簡牘他法制文書の総合的調査」(研究代表者・梅原郁)。

平成七年度「一九九一-一九二一年出土敦煌懸泉置漢簡の研究」(研究代表者・大庭脩)。